

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 10 日 (火) 第 309 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 公有水面の埋立ての免許 (河川課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

## 公 告

- 令和4年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告 (畜産課取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第426号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年5月10日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
きりん薬局	南九州市川辺町平山3779	令和4年3月16日
しげたこども歯科	薩摩川内市平佐町3605-11	令和元年9月30日
あいの調剤薬局	鹿屋市串良町岡崎字船迫2560-4	令和4年3月31日
はまち歯科・小児歯科クリニック	鹿屋市札元二丁目3771番地11	令和4年3月31日
加治木中央クリニック	姶良市加治木町木田410-1	令和4年3月31日
渡辺眼科クリニック	霧島市国分中央1-7-64	令和4年1月16日
橋口歯科医院	南九州市川辺町平山3038-1	令和4年3月19日
音和クリニック	鹿屋市寿五丁目25番9号	令和4年3月31日

## 鹿児島県告示第427号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目 72 番地 10	日置市医師会訪問看護ステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200 番地 680	令和 4 年 3 月 31 日	訪 問 看 護、介 護 予 防 訪 問 看 護
一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目 72 番地 10	日置市医師会居宅介護支援事業所	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200 番地 680	令和 4 年 3 月 31 日	居 宅 介 護 支 援
一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目 72 番地 10	日置市医師会ヘルパーステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200 番地 680	令和 4 年 3 月 31 日	訪 問 介 護

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 428 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	指定年月日
かのや歯科・矯正歯科クリニック	鹿屋市旭原町 3592 番 14	令和 4 年 3 月 15 日
調剤薬局漢方堂ゆう	霧島市国分野口西 19-35	令和 3 年 9 月 1 日
薬局くすりやげんろく伊集院店	日置市伊集院町大田 799	令和 4 年 3 月 1 日
医療法人しげたこども歯科	薩摩川内市平佐町 3605-11	令和元年 10 月 1 日
加治木中央クリニック	始良市加治木町木田 410 番 1	令和 4 年 4 月 1 日
はまち歯科・小児歯科クリニック	鹿屋市札元二丁目 3771 番地 11	令和 4 年 4 月 1 日
音和クリニック	鹿屋市寿五丁目 25 番 9 号	令和 4 年 4 月 1 日

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 429 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 i R U F A	霧島市国分府中 88 番地 207 号	訪問看護ステーション音いろ	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200-680	令和 4 年 4 月 1 日

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 430 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 i R U F A	霧島市国分府中 88 番地 207 号	訪問看護ステーション音いる	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200-680	令和 4 年 4 月 1 日	訪 問 看 護、介 護 予 防 訪 問 看 護

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 431 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指 定 年 月 日	施 術 の 種 類
篠原康哲	鍼灸サロンあまりハ 奄美市名瀬末広町 11-12-1 C	令和 4 年 3 月 8 日	はり、きゅう

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 432 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、南薩土地改良区の役員の新就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

就任した役員の氏名及び住所  
理事 打越 明司 指宿市湯の浜 1-13-8

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 433 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土地理院長から令和 3 年 5 月 18 日鹿 児 島 県 告 示 第 656 号で告示した基本測量の実施は、令和 4 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

#### 鹿 児 島 県 告 示 第 434 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 免許年月日  
令和 4 年 4 月 25 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿 児 島 県  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

鹿児島県知事 塩田康一

## 3 埋立区域

## (1) 位置

奄美市笠利町大字和野字長濱金久374番9の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び10の地点と1の地点を結ぶ令和2年の秋分の満潮位(T.P.+1.03メートル)における公有水面と既存護岸との境界線により囲まれた区域

1の地点 奄美市笠利町大字和野四等三角点(北緯28度25分15秒7572, 東経129度41分58秒8968)(以下「基点」という。)から81度59分12秒714.07メートルの地点

2の地点 1の地点から161度00分00秒12.21メートルの地点

3の地点 2の地点から206度00分00秒29.15メートルの地点

4の地点 3の地点から296度00分00秒8.43メートルの地点

5の地点 4の地点から206度00分00秒28.03メートルの地点

6の地点 5の地点から116度00分00秒63.77メートルの地点

7の地点 6の地点から26度00分00秒9.76メートルの地点

8の地点 7の地点から116度00分00秒72.00メートルの地点

9の地点 8の地点から26度00分00秒47.97メートルの地点

10の地点 9の地点から71度00分00秒11.82メートルの地点

## (3) 面積

8,004.49平方メートル

## 4 埋立に関する工事の施行区域

## (1) 位置

奄美市笠利町大字和野字長濱金久374番9の地内及び地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から77度14分04秒688.98メートルの地点

②の地点 ①の地点から206度00分00秒232.50メートルの地点

③の地点 ②の地点から116度00分00秒335.17メートルの地点

④の地点 ③の地点から26度00分00秒203.31メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から295度59分44秒65.83メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から26度00分00秒29.19メートルの地点

## (3) 面積

76,004.56平方メートル

## 5 埋立地の用途

空港用地

## 南薩地域振興局告示第1号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年5月10日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援センターいるかかせだ	南さつま市加世田本町43番地6	一般社団法人はやぶさ福祉会	枕崎市高見町27番地	上釜 光輝	令和4年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 北薩地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年5月10日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きつず・もも	出水市下鯖町 2141番地	株式会社桃和	出水市下鯖町 2141番地	百澤 和広	令和4年 3月31日	児童発達支援

## 大隅地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年5月10日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスらららKids	志布志市有明町 野井倉8276番地 68	一般社団法人M-SMILE	志布志市志布志町安楽2320番地 25	鬼塚 大作	令和4年 3月18日	放課後等デイサービス

## 大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年5月10日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
えすべらんさ	鹿屋市笠之原町 1520番地1	一般社団法人お おすみ笑顔のわ	鹿屋市笠之原町 1520番地1	橋元 直也	令和4年 3月31日	生活介護

## 大隅地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年5月10日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所ららら	志布志市有明町 野井倉8276番地 68	一般社団法人M-SMILE	志布志市志布志町安楽2320番地 25	鬼塚 大作	令和4年 3月18日	就労継続支援B型

公 告

令和4年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催期日

令和 4 年 6 月 20 日（月）から同年 7 月 12 日（火）までの日（県の休日を除く。）

2 開催場所

鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野2200番地）

3 講習会の定員

8 人

4 講習会に係る家畜の種類

牛

5 講習会の対象者

牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの

6 受講及び修業試験の免除

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

7 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し

オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

令和 4 年 5 月 10 日（火）から同月 20 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 4 年 5 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受講手数料

34,500円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

---

令和4年6月2日（木）午後1時50分から午後3時20分まで

- (2) 試験の場所  
鹿児島県庁会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 試験の内容  
畜産についての筆記試験
- (4) 試験の手数料  
無料
- (5) 試験の通知  
試験を実施する場合は、令和4年5月26日（木）までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知  
受講者として選考された者に対しては、令和4年6月8日（水）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。